1人1車制個人タクシーの法令試験の実施について

◎1人1車制個人タクシーの法令試験の実施について

平成14年1月31日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について」に基づき、下記により実施する。

令和5年 5月18日

関東運輸局長

営 業 区 域	東京都 特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏 神奈川県 京浜交通圏、県央交通圏 千葉県 千葉交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏 埼玉県 県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏 群馬県 中・西毛交通圏 栃木県 宇都宮交通圏
試験対象者	① 令和5年4月1日から令和5年4月30日までに事前試験の 受験申込をし、下記日時に実施する試験の通知を受けた者② 令和5年2月1日から令和5年5月31日までに譲渡譲受の認可申請をし、下記日時に実施する試験の通知を受けた者
試験実施日時	令和 5 年 7 月 4 日 (火) ① 特別区・武三交通圏 10時20分から12時00分まで ② 京浜交通圏 14時20分から16時00分まで ③ その他の交通圏 14時20分から15時50分まで
試験実施場所	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎 ※ なお、試験会場については、試験実施通知書により受験者へ通知する。

(備考) 試験に関する問合わせ先 関東運輸局自動車交通部旅客第二課監理第一係 電話番号045(211)7246